

諮問日：平成30年2月22日（平成29年度（情）諮問第19号）

答申日：平成30年7月20日（平成30年度（情）答申第3号）

件名：大阪高等裁判所における特定の裁判官の退職願をタイピングし直した文書の不開示判断（不存在）に関する件

答 申 書

第1 委員会の結論

特定の裁判官の「退職願い届」を大阪高等裁判所においてパソコンでタイピングし直した非自筆の文書（以下「本件開示申出文書」という。）の開示の申出に対し、大阪高等裁判所長官が、本件開示申出文書は作成し、又は取得していないとして不開示とした判断（以下「原判断」という。）は、妥当である。

第2 事案の概要

本件は、苦情申出人からの裁判所の保有する司法行政文書の開示に関する事務の取扱要綱（以下「取扱要綱」という。）記第2に定める開示の申出に対し、大阪高等裁判所長官が平成30年1月12日付けで原判断を行ったところ、取扱要綱記第11の1に定める苦情が申し出られ、取扱要綱記第11の4に定める諮問がされたものである。

第3 苦情申出人の主張の要旨

退職届を直接開示することができないならば、文書をタイピングし直すなり、文書を読み上げた音声を録音するなりして開示するのが当然である。

第4 最高裁判所事務総長の説明の要旨

大阪高等裁判所においては、本件開示申出文書を保有していない。文書開示の手続は、裁判所が保有する文書を開示するものであり、開示申出に応じるために文書を作成する必要はない。

第5 調査審議の経過

当委員会は、本件諮問について、以下のとおり調査審議を行った。

① 平成30年2月22日 諮問の受理

- ② 同日 最高裁判所事務総長から理由説明書を收受
- ③ 同年4月20日 審議
- ④ 同年6月15日 審議

第6 委員会の判断の理由

- 1 最高裁判所事務総長の上記説明によれば、大阪高等裁判所における探索の結果、本件開示申出文書を保有していないとのことであり、本件開示申出の内容に照らせば、このような説明の内容が不合理とはいえない。そのほか、大阪高等裁判所において本件開示申出文書を保有していることをうかがわせる事情は認められない。

苦情申出人は、退職届を直接開示することができないのであれば、文書をタイピングし直すなり、文書を読み上げた音声を録音するなりして開示するのが当然であるなどと主張するが、開示の手續の対象となる司法行政文書とは、裁判所の職員が職務上作成し、又は取得した司法行政事務に関する文書等であつて、裁判所の職員が組織的に用いるものとして、裁判所が保有しているものをいうのであり（取扱要綱記第1）、裁判所においては、保有する司法行政文書を開示の手續の対象とすれば足り、開示の申出に応じるために司法行政文書を作成する必要はないから、苦情申出人の主張を採用することはできない。

したがって、大阪高等裁判所において本件開示申出文書を保有していないと認められる。

- 2 以上のとおりであるから、原判断については、大阪高等裁判所において本件開示申出文書を保有していないと認められるから、妥当であると判断した。

情報公開・個人情報保護審査委員会

委員長 高橋 滋

委員 久保 潔

委 員 門 口 正 人